12　第七項に規定する他の法人が関係法人を分割承継法人とする分割型分割（特定支配日と対象配当等の額を受ける日の十年前の日とのうちいずれか遅い日から当該他の法人の当該対象配当等の額に係る決議日等の属する事業年度開始の日の前日までの間に行われたものに限る。）に係る分割法人である場合（当該分割型分割により当該他の法人から当該関係法人に引き継がれた利益剰余金の額がある場合に限る。）における同項の内国法人が当該他の法人から受ける配当等の額に係る同項及び第八項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該分割型分割に係る前項第一号ロの規定により当該関係法人の第七項第二号ハに掲げる金額に加算される金額に相当する金額を当該他の法人の同号ハに掲げる金額から減算する。

二　当該分割型分割が適格分割型分割に該当しない場合には、当該分割型分割に対応して減少した利益剰余金の額は、ないものとする。

13　内国法人が受ける対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額の合計額が当該対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額に係る各基準時の直前において当該内国法人が有する第七項に規定する他の法人の株式又は出資の帳簿価額のうち最も大きいものの百分の十に相当する金額を超える場合（同項第三号又は第四号に掲げる要件のいずれかに該当する場合並びに当該対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額のいずれについても益金不算入規定の適用を受けない場合を除く。）には、当該内国法人は、当該対象配当等の額に係る基準時の属する事業年度の確定申告書に当該対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額その他財務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

第百十九条の四第一項中「同条第七項」を「同条第七項に規定する対象配当等の額の受領、同条第十四項」に、「同条第八項」を「同条第十五項」に、「同条第九項」を「同条第十六項」に、「同条第十項」を「同条第十七項」に、「同条第十一項」を「同条第十八項」に、「第十二項」を「第十九項」に、「同条第十三項」を「同条第二十項」に、「同条第十四項」を「同条第二十一項」に、「同条第十五項」を「同条第二十二項」に、「同条第十六項」を「同条第二十三項」に、「同条第十七項」を「同条第二十四項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項に規定する対象配当等の額の受領は、当該対象配当等の額に係る前条第九項第三号に規定する基準時にあつたものとする。

第百十九条の十三中「時価法により評価した金額」を「評価益又は評価損の益金又は損金算入等」に改め、同条第一号中「含む。以下この号」の下に「及び第四号」を加え、「、公表された」に、「、同日前」を「その取引所売買有価証券の同日における売買の価格に相当する金額として同日前」に、「とする」を「を基礎とした合理的な方法により計算した金額とする」に改め、同条第二号中「、公表された」を「公表された」に、「、同日前」を「その店頭売買有価証券又は取扱有価証券の同日における売買の価格に相当する金額として同日前」に、「とする」を「を基礎とした合理的な方法により計算した金額とする」に改め、同条第三号中「者をいう。以下この号」の下に「及び次号」を加え、「、公表された」を「公表された」に、「、同日前」を「当該その他価格公表有価証券の同日における売買の価格に相当する金額として同日前」に、「とする」を「を基礎とした合理的な方法により計算した金額とする」に改め、同条第四号を次のように改める。

四　前三号に掲げる有価証券以外の有価証券（株式又は出資を除く。）　その有価証券に類似する有価証券について公表（金融商品取引所における公表、金融商品取引法第六十七条の十九の規定による公表又は価格公表者による公表に限る。）がされた当該事業年度終了の日における最終の売買の価格又は利率その他の価格に影響を及ぼす指標に基づき合理的な方法により計算した金額

第百十九条の十三に次の一号を加える。

五　前各号に掲げる有価証券以外の有価証券　その有価証券の当該事業年度終了の時における帳簿価額

第百十九条の十三に次の一項を加える。

2　内国法人は、法第六十一条の三第一項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額を計算する場合において、前項第一号から第四号までの合理的な方法によつたときは、その方法を採用した理由及びその方法による計算の基礎とした事項を記載した書類を保存しなければならない。

第百二十三条の二中「仮想通貨信用取引」を「暗号資産信用取引」に改める。

第百三十九条の四第一項中「（昭和六十三年法律第百八号）」を削り、同条第七項中「第十四項」を「同項」に改める。

第百三十九条の八に次の一項を加える。

4　特定同族会社が当該事業年度において第百十九条の三第七項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）又は第百十九条の四第一項（評価換え等があつた場合の総平均法の適用の特例）（第百十九条の三第七項に規定する対象配当等の額の受領があつた場合に限る。）の規定の適用を受ける場合には、当該特定同族会社における当該事業年度の法第六十七条第三項に規定する留保金額は、同項に規定する合計額を控除した金額から第百十九条の三第七項（第百十九条の四第一項後段においてその例による場合を含む。）の規定により第百十九条の三第七項に規定する他の法人の株式又は出資の同項に規定する基準時の直前における帳簿価額から減算される金額（法第六十二条の五第四項（現物分配による資産の譲渡）の規定により益金の額に算入されない金額に対応する部分の金額を除く。）を控除した金額とする。この場合において、法第六十七条第五項第一号及び第三号の所得等の金額は、当該所得等の金額から当該減算される金額を控除した金額とする。

第百三十九条の十第一項中「の百分の二十」を「の百分の四十」に改め、同条第二項第一号ハを削り、同項第二号ロ中「場合等の法人税額の特別控除」の下に「（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）又は第四十二条の十二の五の二第二項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」を加え、「又は第四十二条の十二の六第二項（革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）」を削る。

第百四十二条第一項中「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第七十三条第一項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削る。

第百四十二条の二第四項中「第二十三号」を「第二十四号」に改め、同条第七項第四号中「法第六十九条第四項第一号」を「国外事業所等（法第六十九条第四項第一号」に、「から同号」を「をいう。以下この号及び第六号において同じ。）から本店等（同項第一号」に、「本店等」を「本店等をいう。第六号において同じ。）」に改め、同項第五号中「の額」の下に「その他の他の者の所得の金額に相当する金額に対し、これを内国法人（当該内国法人と当該他の者との間に当該内国法人が当該他の者（法人に限る。）の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の財務省令で定める関係がある場合における当該内国法人に限る。）の所得の金額とみなして課される外国法人税の額」を加え、同項に次の一号を加える。

六　内国法人の国外事業所等の所在する国又は地域（以下この号において「国外事業所等所在地国」という。）において課される外国法人税（当該国外事業所等所在地国において当該内国法人の国外事業所等（当該国外事業所等所在地国に所在するものに限る。以下この号において同じ。）を通じて行う事業から生ずる所得に対して課される他の外国法人税の課税標準となる所得の金額に相当する金額に、当該内国法人の国外事業所等から当該内国法人と他の者との間に当該他の者が当該内国法人の議決権の総数の百分の二十五以上の数を有する関係その他の財務省令で定める関係がある場合における当該他の者（当該国外事業所等所在地国に住所若しくは居所、本店若しくは主たる事務所その他これらに類するもの又は当該国外事業所等所在地国の国籍その他これに類するものを有するものを除く。）及び当該内国法人の本店等（当該国外事業所等所